

制 度 名	大規模建築物等耐震化支援事業	主管課名	建築指導課・企画 G		
		問合せ先	029-301-4716		
目的・趣旨	市町村における大規模建築物の耐震診断補助事業及び耐震改修工事補助事業の普及を図る。				
〔対象団体〕 県内全市町村 〔対象事業〕 市町村が国土交通省住宅局所管交付金事業（社会資本整備総合交付金事業）又は地域防災拠点建築物整備緊急促進事業の採択を受けて行う大規模建築物の耐震診断補助事業及び耐震改修工事補助事業 〔補助要件等〕 ・市町村耐震改修促進計画を策定している市町村であること。 ・避難路沿道の要安全確認計画記載建築物を対象とした耐震診断、耐震改修設計及び耐震改修の補助事業であること。 ・昭和 56 年以前に建築された特定建築物を対象とした耐震診断の補助事業であること。 〔対象経費〕 ・要安全確認計画記載建築物の耐震診断、耐震改修設計及び耐震改修に補助する費用 ・特定建築物の耐震診断に補助する費用 〔補助限度額等〕 ・要安全確認計画記載建築物の耐震診断 耐震診断に要する費用の 3 分の 1 以下 ・要安全確認計画記載建築物の耐震改修設計、耐震改修 耐震改修設計及び耐震改修に要する費用の 6 分の 1 以下 ・特定建築物の耐震診断 耐震診断に要する費用の 6 分の 1 以下 〔経費負担割合〕					
区 分		国	県	市町村	その他
【要安全確認計画記載建築物】					
耐震診断		1/2	1/3	1/6	—
耐震改修設計		1/2	1/6	1/6	—
耐震改修工事		2/5	1/6	1/6	—
【特定建築物】					
耐震診断		1/3	1/6	1/6	—
〔令和 7 年度当初予算額〕 27,033 千円		〔令和 7 年度補助対象団体〕 水戸市外 4 団体			
〔備考〕					